

さいたま市水道局告示第68号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和8年さいたま市水道局企業管理規程第6号）で公告した事項について、次のとおり訂正する。

令和8年5月20日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

訂正前（その1）

(扶養手当)	(扶養手当)
<p>第9条 扶養手当の月額は、<u>給与条例第5条第2項第1号に該当する扶養親族については3,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u></p>	<p>第9条 扶養手当の月額は、<u>給与条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u></p>
<p>2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>3 <u>新たに給与条例第5条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別に定める扶養親族届により、その旨を速やかに管理者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u></p>	<p>3 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに別に定める扶養親族届によりその旨を管理者に届け出なければならない。</u></p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として管理者が定める場合には、<u>同項の規定による届出を要しない。</u></p>	<p>(1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u> (2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は給与条例第5条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u></p>
<p>5 [略]</p>	<p>4 [略]</p>
<p>6 給与条例第5条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p>	<p>5 給与条例第5条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p>
<p>(1) <u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</p> <p>(2) 年額130万円以上（満18歳に達する日後</p>	<p>(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると</p>

の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（は、年額150万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) [略]

7 [略]

8 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第5条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については第3項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

9 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

10 第8項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

11 [略]

見込まれる者

(3) [略]

6 [略]

7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で第3項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第3項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第3項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間内にある子となった場合

9 [略]

訂正後（その1）

（扶養手当）

第9条 扶養手当の月額は、給与条例第5条第2項第1号に該当する扶養親族については3,000

（扶養手当）

第9条 扶養手当の月額は、給与条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該

円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 新たに給与条例第5条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別に定める扶養親族届により、その旨を速やかに管理者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

5 [略]

6 給与条例第5条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上（満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については、年額150万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) [略]

7 [略]

8 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第5条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、

当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに別に定める扶養親族届によりその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は給与条例第5条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

4 [略]

5 給与条例第5条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) [略]

6 [略]

7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で第3項の規定による届出

その日の属する月) から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については第3項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

9 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

10 第8項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

11 [略]

に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第3項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第3項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間内にある子となった場合

9 [略]

訂正前(その2)

(通勤手当)

第12条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 給与条例第8条第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として第24項で定める期間(自動車等及び自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「駐車場等」という。))に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。以下同じ。)

(通勤手当)

第12条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 給与条例第8条第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として第20項で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。以下同じ。)につき、第8項、第9項及び第11項に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この

につき、第12項、第13項及び第15項に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。

ア 勤務公署の周辺又は規程第12条第6項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準じるものとして別で定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

イ 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

ウ その利用について職員の配偶者又は給与条例第5条第2項に規定する扶養親族（職員の配偶者の扶養親族を含む。）に料金を支払うこととなる施設でないこと。

エ 職員自ら1月以上借り受けている施設であること。

(2) 給与条例第8条第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、次のアからナまでに掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該アからナまでに定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 片道5キロメートル未満 2,000円

イ 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円

ウ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円

エ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 1万400円

オ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 1万3,500円

カ 片道25キロメートル以上30キロメートル

条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この条において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 給与条例第8条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30

ル未満である職員 1万6,600円

キ 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1万9,700円

ク 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2万2,800円

ケ 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 2万5,900円

コ 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 2万9,100円

サ 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 3万2,300円

シ 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 3万5,500円

ス 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 3万8,700円

セ 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 4万2,200円

ソ 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4万5,700円

タ 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4万9,200円

チ 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万2,700円

ツ 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万6,200円

テ 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万9,600円

ト 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3,000円

ナ 片道100キロメートル以上 6万6,400円

- (3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員 普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、普通交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して次項に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

キロメートル未満である職員 1万6,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万9,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万5,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

- (3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して次項に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 2 前項第3号に規定する給与条例第8条第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する前項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げる額とする。
- (1) 給与条例第8条第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前項第1号及び第2号に定める額
- (2) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が前項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に第5項第1号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 前項第1号に定める額
- (3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が前項第2号に定める額（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 前項第2号に定める額
- 3 遠方に居住する職員で、育児、介護等のやむを得ない事情がある者として管理者が定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、管理者の定めるところにより算出した当該職員の支給単位期
- 2 前項第3号に規定する給与条例第8条第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する前項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げる額とする。
- (1) 給与条例第8条第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前項第1号及び第2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が前項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 前項第1号に定める額
- (3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が前項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 前項第2号に定める額

間の通勤に要する特別料金などの額に相当する額（第6項及び第18項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第1項及び第2項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員（国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者で、新幹線鉄道等を利用する距離が片道50キロメートル以上の者に限る。）となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（人事交流等により給料表の適用を受けることとなった職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（第2項第2条に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第2条第2項に定める短時間勤務職員であつて、1月当たりの通勤所要回数の平均が10回に満たない職員には、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、その額が2,500円を超える場合にあつては、2,500円）とする。

ア 1の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

(4) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわた

る月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号⑦及び⑧に定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前4項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 [略]

8 職員は、新たに給与条例第8条の職員たる要件を具備するに至った場合、勤務公署、住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場の利用を開始し若しくは終了し若しくは通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合若しくは第3項各号の職員たる要件を欠くに至った場合には、別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。

9 [略]

10 管理者は、職員から前2項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第1項第1号に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

11 給与条例第8条第1号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に掲げる程度の障害のため歩行することが困難な職員で、普通交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認めるものとする。

12 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

3 [略]

4 職員は、新たに給与条例第8条の職員たる要件を具備するに至った場合又は勤務公署、住居、通勤経路及び通勤方法を変更し、若しくは通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。

5 [略]

6 管理者は、職員から前2項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

7 給与条例第8条第1号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に掲げる程度の障害のため歩行することが困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認めるものとする。

8 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

1 3 [略]

1 4 前項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、次項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

1 5 運賃等相当額は、前項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額ア・イ [略]
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 管理者の定める普通交通機関等 管理者の定める額

1 6 [略]

1 7 通勤手当は、支給単位期間（次項に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（第22項第1項第2号及び第29項において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときはその日後に、職員が離職し、又は死亡したときはその際支給することができる。

1 8 通勤手当の支給単位期間は、1月当たりの運賃等相当額等（第2項第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、第1項第1号に定める額（第2項第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び第5項に定める額の合計額（第22項各号において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

1 9 [略]

9 [略]

1 0 前項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、次項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

1 1 運賃等相当額は、前項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額ア・イ [略]
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 管理者の定める交通機関等 管理者の定める額

1 2 [略]

1 3 通勤手当は、支給単位期間（次項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（第25項において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときはその日後に、職員が離職し、又は死亡したときはその際支給することができる。

1 4 通勤手当の支給単位期間は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして第1項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が第1項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

1 5 [略]

20 [略]

21 通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1月の支給単位期間を除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

(1) [略]

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第27項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

22 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 第14項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 5万5,000円に事由発生月の

16 [略]

17 通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1月の支給単位期間を除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

(1) [略]

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第23項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

18 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第2項第1号に掲げる職員にあつては、1月当たりの運賃等相当額及び第1項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 第14項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 5万5,000円に事由発生月の

翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ [略]

(2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ [略]

2.3 第21項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

2.4 第1項第1号に規定する期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金

翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ [略]

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第14項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。）5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ [略]

1.9 第17項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

2.0 第1項第1号に規定する期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間

等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ [略]

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第15項第3号の管理者の定める普通交通機関等 1月

2.5 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

2.6 支給単位期間は、第19項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は第20項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2.7 [略]

2.8 [略]

2.9 [略]

3.0 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示若しくは第1項第1号に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

イ [略]

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は第11項第3号の管理者の定める交通機関等 1月

2.1 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

2.2 支給単位期間は、第15項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は第16項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2.3 [略]

2.4 [略]

2.5 [略]

2.6 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

訂正後（その2）

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 給与条例第8条第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として第24項で定める期間（自動車等及び自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「駐車場等」という。）に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。以下同じ。）につき、第12項、第13項及び第15項に定</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 給与条例第8条第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として第20項で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。以下同じ。）につき、第8項、第9項及び第11項に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。</p>

めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。

ア 勤務公署の周辺又は規程第12条第6項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準じるものとして別で定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

イ 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

ウ その利用について職員の配偶者又は給与条例第5条第2項に規定する扶養親族（職員の配偶者の扶養親族を含む。）に料金を支払うこととなる施設でないこと。

エ 職員自ら1月以上借り受けている施設であること。

(2) 給与条例第8条第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、次のアからナまでに掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該アからナまでに定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 片道5キロメートル未満 2,000円

イ 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円

ウ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円

エ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 1万400円

オ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 1万3,500円

カ 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 1万6,600円

し、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この条において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 給与条例第8条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万6,600円

キ 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1万9,700円

ク 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2万2,800円

ケ 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 2万5,900円

コ 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 2万9,100円

サ 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 3万2,300円

シ 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 3万5,500円

ス 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 3万8,700円

セ 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 4万2,200円

ソ 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4万5,700円

タ 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4万9,200円

チ 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万2,700円

ツ 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万6,200円

テ 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万9,600円

ト 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3,000円

ナ 片道100キロメートル以上 6万6,400円

- (3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員 普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、普通交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して次項に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

2 前項第3号に規定する給与条例第8条第3号に

0円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万9,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万5,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

- (3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して次項に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

2 前項第3号に規定する給与条例第8条第3号に

掲げる職員の区分及びこれに対応する前項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 給与条例第8条第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前項第1号及び第2号に定める額

(2) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が前項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に第5項第1号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 前項第1号に定める額

(3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が前項第2号に定める額（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 前項第2号に定める額

3 遠方に居住する職員で、育児、介護等のやむを得ない事情がある者として管理者が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、管理者の定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金などの額に相当する

掲げる職員の区分及びこれに対応する前項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 給与条例第8条第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前項第1号及び第2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が前項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 前項第1号に定める額

(3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が前項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 前項第2号に定める額

額（第6項及び第18項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第1項及び第2項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員（国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者で、新幹線鉄道等を利用する距離が片道50キロメートル以上の者に限る。）となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（人事交流等により給料表の適用を受けることとなった職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（第2項第2条に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第2条第2項に定める短時間勤務職員であつて、1月当たりの通勤所要回数の平均が10回に満たない職員には、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、その額が2,500円を超える場合にあっては、2,500円）とする。

ア 1の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

(ii) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未

満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号⑦及び⑧に定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前4項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第1項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 [略]

8 職員は、新たに給与条例第8条の職員たる要件を具備するに至った場合、勤務公署、住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場の利用を開始し若しくは終了し若しくは通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合若しくは第3項各号の職員たる要件を欠くに至った場合には、別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。

9 [略]

10 管理者は、職員から前2項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示又は第1項第1号に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

11 給与条例第8条第1号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3に掲げる程度の障害のため歩行することが困難な職員で、普通交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認めるものとする。

12 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

13 [略]

3 [略]

4 職員は、新たに給与条例第8条の職員たる要件を具備するに至った場合又は勤務公署、住居、通勤経路及び通勤方法を変更し、若しくは通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。

5 [略]

6 管理者は、職員から前2項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

7 給与条例第8条第1号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3に掲げる程度の障害のため歩行することが困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認めるものとする。

8 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

9 [略]

1 4 前項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、次項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

1 5 運賃等相当額は、前項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア・イ [略]
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 管理者の定める普通交通機関等 管理者の定める額

1 6 [略]

1 7 通勤手当は、支給単位期間（次項に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（第2 2 項第1 項第2 号及び第2 9 項において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときはその日後に、職員が離職し、又は死亡したときはその際支給することができる。

1 8 通勤手当の支給単位期間は、1 月当たりの運賃等相当額等（第2 項第3 号に掲げる職員に係るものを除く。）、第1 項第1 号に定める額（第2 項第2 号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び第5 項に定める額の合計額（第2 2 項各号において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が1 5 万円を超えるときにおける通勤手当とし、支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

1 9 [略]

2 0 [略]

1 0 前項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、次項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

1 1 運賃等相当額は、前項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア・イ [略]
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 管理者の定める交通機関等 管理者の定める額

1 2 [略]

1 3 通勤手当は、支給単位期間（次項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（第2 5 項において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときはその日後に、職員が離職し、又は死亡したときはその際支給することができる。

1 4 通勤手当の支給単位期間は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして第1 項第1 号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1 月当たりの運賃等相当額等が5 万 5, 0 0 0 円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が第1 項第1 号及び第2 号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1 月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が5 万 5, 0 0 0 円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

1 5 [略]

1 6 [略]

2.1 通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1月の支給単位期間を除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

(1) [略]

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第27項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

2.2 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ [略]

ウ [略]

(2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応

1.7 通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1月の支給単位期間を除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

(1) [略]

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第23項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

1.8 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第2項第1号に掲げる職員にあっては、1月当たりの運賃等相当額及び第1項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ [略]

ウ [略]

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分

じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ [略]

23 第21項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

24 第1項第1号に規定する期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第15項第3号の管理者の定める普通交通機関等 1月

25 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定

に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第14項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。）5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ [略]

19 第17項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

20 第1項第1号に規定する期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間

イ [略]

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は第11項第3号の管理者の定める交通機関等 1月

21 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離

による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

26 支給単位期間は、第19項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は第20項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

27 [略]

28 [略]

29 [略]

30 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示若しくは第1項第1号に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

22 支給単位期間は、第15項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は第16項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

23 [略]

24 [略]

25 [略]

26 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第8条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。